

松江市イネカメムシ緊急防除支援事業 Q&A

	事項	回答
1	令和6年度産水稻に散布して残った薬剤を令和7年度に散布した場合、補助対象となるか	本事業は令和7年度産水稻に散布するために購入した薬剤費を補助対象としているので、令和6年度産水稻用に購入した薬剤の在庫は補助対象外です。
2	薬剤の送料は補助対象となるか	補助対象外です。
3	令和7年度産水稻用に令和6年度に購入した薬剤も補助対象となるか	令和6年度に購入・納品した薬剤であっても、令和7年度産水稻用に購入したと確認できれば補助対象となります。（例：R7.1月に購入・納品した薬剤） また、令和7年度に購入・納品した薬剤でも、令和8年度産水稻用に購入したものは、補助対象外です。（例：R7.11月に購入・納品した薬剤） 判断が難しい場合は農政課にご相談ください。
4	集落営農組織の組合員の場合、申請は集落営農組織で行うのか、個人で行うのか	営農計画書の農業者氏名で申請してください。営農計画書を集落営農組織で提出している方は集落営農組織で申請してください。
5	営農計画書を集落営農組織で提出しているが、薬剤の領収書の宛名が団体名ではなく、個人名だが補助金申請できるか	薬剤を組合員各自で購入されている場合、組織名簿と一緒に提出していただき、領収書名義の方が組織の一員であると確認できれば補助対象となります。
6	JAしまねくにびき地区本部で購入した薬剤は領収書がないがどうすればよいか	納品書に受領印を押したものを領収書代わりとします。JAしまねくにびき地区本部営農企画課（55-3030）に受領印を押してもらい提出してください。